

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	ごみ集積場管理事業						担当部	市民生活部							
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系		担当課	リサイクルプラザ							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	清掃資源係							
	総合計画 分野別計画	主目的	1 安全・環境		5 ごみ対策		3 地域の環境美化活動を推進します									
		副目的	5-1		5-2											
	予算区分	款	4		項	2		目	2		大	4		中	1	
	根拠法令・個別計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例														
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	市民生活から排出されるごみ・資源を分別収集して適正に処理するために必要不可欠な集積場の適切な維持管理を図る。														
内容 (手段)	<ul style="list-style-type: none"> ●集積場の状況(平成26年4月1日現在) 燃やすごみ:2936箇所 燃やさないごみ・資源ごみ:1751箇所 古紙、古布、蛍光管:988箇所 ●地元区に対する支援 ①管理資材の提供(カラスよけネット) ②集積場整備費補助金(補助率5分の4、上限30万円) ③維持管理交付金(均等割3万円、世帯割100円) 【25直接経費の内訳】 ごみ集積場維持管理交付金(9,122千円) ごみ集積場整備費補助金(6,648千円) 消耗品・印刷製本費(1,874千円) ごみ集積場管理システム修正委託料(218千円) 電子計算機借上料(92千円) 【26直接経費の内訳】 ごみ集積場維持管理交付金(9,340千円) ごみ集積場整備費補助金(6,900千円) 消耗品・印刷製本費(2,000千円) ごみ集積場管理システム修正委託料(225千円) 電子計算機借上料(95千円) ごみ集積場整備用資材購入費(50千円) ○26年度実施内容 25年度と同様に実施する。 															
受益者負担	無															

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	16,815	17,745	17,954	18,610	
		正職員	従事者数	人	0.75	0.70	0.70	0.70
			人件費	千円	3,945	3,682	3,682	3,682
		その他職員	従事者数	人	0.05	0.05	0.05	0.05
			人件費	千円	74	74	74	74
	費用合計	千円	20,834	21,501	21,710	22,366		
対前年比	%			103.2	100.9	103.0		
財源	一般財源	千円	20,834	21,501	21,710	22,366		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	ごみ集積場整備費補助金支給件数(集積場整備箇所数)	箇所	目標		—	—	—
実績				20	24	38	
ごみ集積場管理用資材(カラスよけネット)提供実績	枚	目標		—	—	—	—
		実績		605	963	857	
績	成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26
			目標		—	—	—
ごみ集積場整備費補助金支給件数	箇所	目標		—	—	—	—
		実績		20	24	38	
ごみ集積場管理用資材(カラスよけネット)提供実績	枚	目標		—	—	—	—
		実績		605	963	857	

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	38箇所のごみ集積場整備を補助するとともに、857枚のカラスよけネットを給付した。				
		事業実施における課題	ごみ集積場の維持管理については、地元自治会をお願いしているところであるが、不法投棄が絶えず、廃棄物対策課において監視カメラの設置を行うとともに、特別収集により対応しているが、根本的な解決に至っていない。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	ごみ集積場の管理が良好に行えず、良好なごみの排出、収集が確保できない。				
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	区長・環境保全推進員の委嘱状交付式において、事業の概要を説明し利用の促進を図った。				
平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)				
	判定理由	ごみ集積場の保守管理等、概ね順調に進捗しているため。					
	27年度以降の改善案	引き続き区長・環境保全推進員の委嘱状交付式において、事業の概要を説明し利用の促進を図る。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。